

光通信グループ

ひかり健康保険組合

平成 29 年 6 月 30 日

健康診断実施要領

一部の適用事業所を除き、適用事業所と健康保険組合の共同事業として定期健康診断を行う。

提携医療機関の費用は契約健診機関（ウェルネス・コミュニケーションズ）から健康保険組合に請求され、健康保険組合が立替えて支払う。（個人負担無し）

このうち、法定健診費用については健康保険組合から事業主に請求する。

34才以下の方も本人の拒否が無い限り35才以上項目のうち血液検査及び心電図を実施する。また、希望制で25歳以上の女性被保険者を対象に乳癌検査及び子宮癌検査を、40歳以上の被保険者に胃カメラ検査を実施する。契約健診項目以外の追加は無しとする。二次検査判定該当者の再検査・精密検査（二次検査）費用は被保険者負担とする。尚、腹囲測定は全年齢に実施する。

<対象者>：平成29年5月31日時点で被保険者である者

<実施期間>：（予約受付）平成29年7月31日～10月30日

婦人科健診予約受付 ～12月26日

（受診期間）平成29年8月14日～11月30日

婦人科健診受診期間 ～平成30年1月31日

<実施方法>

1. 巡回健診：巡回健診希望事業所に対し実施

WCC指定の受診票を使用

※巡回は50名～100名以上の事業所より対象（基本）。会場面積80平米以上。レントゲン車：縦9m、横2.5m、高さ3.15m

2. 通院健診：巡回健診希望事業所以外の勤務者

<受診案内発送>

1、巡回健診：受診案内をWCCから自宅に送付

受診当日に案内を持参し受診する。

※乳癌検査・子宮癌検査及び胃カメラ検査は巡回健診終了後、後日送付される案内に従って各自で予約をし、受診する。

- 2、通院健診 : 受診案内をW C Cから自宅に送付
各自で予約 (人事が取り纏め予約も可)
予約完了後、受診表をW C Cから自宅に送付
指定機関に受診表持参の上受診
※巡回用と通院用の受診票は別。

<検査項目>

【凡例】●▲：健保 ○：事業所

健診項目	定期健診（従業員）：WCC-010								婦人科健診 （従業員）
	24歳以下 女性 34歳以下 男性	25～34歳 女性	35歳 男性	35歳 女性	36歳～39歳 男性	36歳～39歳 女性	40歳以上 男性	40歳以上 女性	25歳以上 女性
<一般健診>									
医師診察									
身体計測									
視力検査（遠点）	○	○	○	○	○	○	○	○	
体脂肪計測									
血圧測定									
腹囲測定	●	●	●	●	●	●	○	○	
検尿（蛋白・糖・潜血・ウロ）	○	○	○	○	○	○	○	○	
聴力1K4K選別	○	○	○	○	●	●	○	○	
胸部直接X線	○	○	○	○	○	○	○	○	
心電図12誘導、脈拍数	●	●	○	○	●	●	○	○	
血液検査	●	●	○	○	●	●	○	○	
胃カメラ							▲	▲	
<婦人科健診>									
乳がん検査（マンモグラフィー）		▲		▲		▲		▲	▲
乳がん検査（乳房エコー）		▲		▲		▲		▲	▲
子宮がん検査		▲		▲		▲		▲	▲

【備考】

- ※ 血液検査・・・AST（GOT）、ALT（GPT）、γ-GT、中性脂肪、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール、総コレステロール、空腹時血糖、赤血球数、血色素量、HbA1c、ALP、総蛋白、尿酸、クレアチニン、e-GFR、尿酸窒素、ヘマトクリット、MCV、MCH、MCHC、白血球数、血小板
- ※ 「体脂肪計測」「ウロビリノーゲン」「脈拍数（心電図）」「e-GFR」は実施できる医療機関でのみ実施致します。
- ※ 上記、婦人科健診（従業員）のコースの対象者は、集団健診をご受診いただいた25歳以上の女性が対象者となります。24歳以下の女性は対象外となります。
- ※ 乳がん検診は、マンモグラフィもしくは乳房エコーどちらか一方のみの受診となります。
- ※ 乳がん検診の視触診、および子宮がん検診の内診については、実施出来る医療機関でのみ実施致します。
- ※ 弊社、指定医療機関にて健康診断を実施させていただきます。
- ※ 弊社、標準運用フローにて健康診断を実施させていただきます。
- ※ お電話によるご予約は、フリーダイヤルではなく、一般回線を使用して対応いたします。

<結果報告>

- * 個人通知（健康診断レポート）については受診した医療機関より受診対象者データ上の個人宅宛若しくは実家に発送する。

- * 健診結果集計票・受診一覧・要管理一覧・二次一覧・その他健診関連データについては事業主と健康保険組合がそれぞれ保管・共有する。
- * 労基署提出用健康診断結果報告書（法令用紙）は健診終了後、3月末までに事業主から所轄の労働基準監督署に提出する。
- * WCC は健診結果の統計表作成し、事業主と健康保険組合に提出する。

以上